令和7年度 那覇市の公民館



家庭教育学級「宇宙の学校」



高齢者学級 「ハッピーシニアライフ」



成人講座 「星のソムリエ 星空案内人になろう」



地域連携事業 「銘苅地域をもっと楽しもう♪ 〜達ちゃんと巡る!銘苅探訪〜」

中央公民館 小禄南公民館 首里公民館 若狭公民館 石嶺公民館 繁多川公民館 牧志駅前ほしぞら公民館



プラネタリウム事業

本市のまちづくりの基本理念

なはで暮らし、働き、育てよう! 笑顔広がる元気なまちNAHA

~みんなでつなごう市民力~

----「第5次那覇市総合計画」より----

表紙写真 ほしぞら公民館提供

家庭教育学級 「宇宙の学校」

高齢者学級 「ハッピーシニアライフ」

成人講座「星のソムリエ 星空案内人になろう」

地域連携事業「銘苅地域をもっと楽しもう♪

~達ちゃんと巡る!銘苅探訪~」

プラネタリウム事業

はじめに

令和7年度「那覇市の公民館」の刊行にあたりご挨拶を申し上げます。

本市公民館においては、今年度より運営目標と運営方針を見直し、担当区域を明確にしました。公民館を身近なものに感じられるよう担当区域への働きかけを充実させてまいりたいと考えております。

近年のスマートフォンの普及や生成 AI の発展により、いつでもどこでも情報に接することができるだけでなく、容易にコンテンツなどを創り出せるようになり、社会や私たちの生活に大きな変化をもたらしています。一方で、インターネットを活用できる人とできない人の間に生ずる情報格差はますます広がっていくと思われます。情報に関する技術を活用し、多様化する情報を受け手が自らの価値観で判断する力が求められています。

そこで、私たち一人一人が生涯学習や体験活動、他者との交流などを通して多様な価値観に触れ、価値観の幅を広げていくことが大切になってきます。公民館は、個人の要求や社会の要請に応え、日頃より多様な学習プログラムや体験活動、地域での世代間交流などの機会を提供しています。誰もが学び続けることのできる生涯学習社会や地域の活動を支える公民館の役割の重要性が増していると考えております。

今後も市民の学習ニーズや地域の課題に対応するため、地域の関係機関・団体等からの情報収集及び連携等に努め、事業を展開してまいりますので、変わらぬご支援を 賜りますようお願い申し上げます。

この「那覇市の公民館」は、公民館 7 館で前年度に実施した学級・講座、地域連携 事業、地域学習支援の内容や公民館施設の利用状況をまとめたもので、市民の皆さま へ公民館の活動をお伝えする資料です。今年度の定期利用団体(サークル)の一覧も 本誌に掲載しております。開催講座につきましては、各公民館のホームページや「な は市民の友」、チラシ等で紹介してまいります。ご興味のある公民館事業や講座、サー クルがありましたら、ぜひお問い合わせください。

結びとなりますが、日頃より本市の公民館の運営や活動を支えてくださる関係各位の皆さまへ心より敬意を表し感謝を申し上げます。

那覇市中央公民館 館長 伊禮 道子

○公民館の目的(社会教育法第20条)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、 学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情 操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公民館の事業(社会教育法第 22 条)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、 この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

〇公民館の設置及び運営に関する基準第2条

~公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(~対象区域~)を定めるものとする。

○公民館の役割(全国公民館連合会の提言より抜粋)

(I) つどう(集会と活用)

地域の社会生活は、集会活動をとおして向上する。

住民の日常生活の相談に応じ、資料をととのえ、住民を他の諸機関・諸施設に媒介するなど、積極的な活用に供する。

(2)まなぶ(学習と創造)

学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開する。

住民の継続的な学習活動は、各種の学級・講座等によって動機づけられ、促進され、かつ充実される。しかも、それらはさらに個人や小集団による自主的な学習によって深められ、進められる必要がある。

共同で学ぶことをもって、すべての学習が終わるのではなく、その内容を個々の生活に合わせて深化させ、具体化する活動に進むことが本当の学習であると自覚し、実行するように奨励をする。

(3) むすぶ(総合と調整)

地域社会における課題といかにして総合的に取り組むか、ここに公民館の高次の役割りがある。公民館は、諸団体・諸機関の連絡と調整をはかり、住民の組織的な教育活動を通じて正しく力ある世論をもりあげ、地域社会発展の原動力となるべきである。

令 和 7 年 度

那覇市の公民館

				目					次														
公民館運営目標・運営	方針	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1		
公民館講座・学級等の	趣旨	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2		
公民館の利用・・		•		•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3		
中央公民館・・		•		•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5		
小禄南公民館 ••		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3	
首里公民館 ・・		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3	
若狭公民館··		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3	
石嶺公民館 ••		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2 3	Ć
繁多川公民館 ••		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5 !	Ç
牧志駅前ほしぞら公民的	館 •	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8 3	c
令和6年度公民館事業	報告一	覧	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1 9	Ç

資

○那覇市公民館の運営目標

- (1)公民館は、地域の人が共に学ぶ場を提供し、人と人が相互に影響し合うつながりを 育み、地域の人や団体が主体となる地域づくりを支援します。
- (2)公民館は、学習活動の場をととのえ、個人・地域・社会のニーズに応える学習プログラムを提供し、地域住民が生涯を通じて心身ともに健康で明るく豊かな生活を送る生涯学習社会を推進します。

○那覇市公民館の運営方針

- (1)公民館は、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会全体でウェルビーイングを実現し、社会の持続的な発展に向けて事業を実施します。
- (2)公民館は、地域住民が「つどい」「共に学び」「つながりを生む」場を提供するとともに、地域住民の参画を促進します。
- (3)公民館は、地域住民が地域及び社会課題に気付き、課題を共有し、ともに学び合い、課題解決へと向かうプロセスを大事にします。
- (4)公民館は、中立性、公平性、多様性に最大限配慮し、誰でも公民館にアクセスでき、 居場所となりうるオープンな環境を整えます。
- (5)公民館は、貴重なプラネタリウム施設を有していることからその特性を活かし、利活用の充実を図ります。
- (6)公民館は、市民に広く公民館を知ってもらうために、適切な情報発信を定期的に行います。
- (7)公民館は、地域と協働するファシリテーターやコーディネーターの役割を担う職員を育成します。

公民館講座・学級等の趣旨

1 市民講座

市民を対象に、趣味・教養・生活課題等、市民の学習ニーズと地域課題等を反映させた講座を企画・実施し、サークル活動への移行をめざす。

2 成人講座

成年を対象に、社会問題や地域課題等を反映させた講座を企画・実施し、市民の積極的な社会参加を促進する。

3 高齢者学級

高齢者を対象に、高齢期の生活課題を反映させると共に、生き甲斐づくり・仲間づくり・積極的な社会 参加を促す講座を企画・実施し、同時に高齢者の人材を活用した世代間交流の促進を図る。

4 少年教室

児童生徒を対象に、創造性豊かな人間形成をめざして、集団学習・自然体験・異世代交流等の機会を提供する。

5 青年講座

青年を対象に、一般教養、青年の生活課題についての理論と実践を、さまざまな交流と楽しい仲間づくりをとおして学び、積極的な地域参加を促進する機会とする。

6 親子ふれあい教室

親子を対象に、自然・社会体験等の場を通して親子のコミュニケーションを更に深め、よりよい親子関係の形成をめざす。

7 家庭教育学級

子育て中の保護者を対象に、家庭教育に関する学習機会の提供、情報交換、仲間づくり等を推進することを通して、家庭と地域の教育力の向上を図る。

8 乳幼児学級

乳幼児の保護者を対象に、親の役割と責任を自覚し、子どもの健やかな成長のためのよりよい家庭環境づくりと家庭の教育力を高めるための学習機会を提供する。

9 地域連携事業

地域の伝統文化継承や教育力の向上と活性化をめざし、地域関係団体と連携した事業を開催し、又、地域の学習団体の相互の研鑚をめざし、実践発表と研修の機会を提供する。

10 プラネタリウム関連事業

市民・親子・青少年を対象に、宇宙の構造や運動等の天体学習をとおして、自然科学的な思考力、洞察力を育成するとともに、星空の美しさを感じてもらい情緒を豊かにする。

11 地域学習支援事業

地域の団体が行う社会教育活動のうち、地域に根ざした生活課題、教育、芸術及び文化に関するもので講師を招聘し学習する事業に対し、講師を派遣することをもって地域教育活動を支援する。

公民館の利用

利用できる人

市内に在住、在勤、在学する方で、営利行為、政治・宗教活動を目的としない学習をする個人及びサークル等の団体の方ならどなたでも利用できます。

利用の手続き

- (1)利用の申し込みは、利用する日の前月の初日から受け付けます。
- (2)利用の取り消しは、利用する日の前日までに申請して下さい。
- (3)利用許可を受けた方は、利用する際、使用料を納付して下さい。
- (4)利用の許可を受けた方は、公民館を利用する権利を他に譲渡したり、転貸することはできません。

利用の心得

利用者の遵守事項を守り、「来たときよりも美しく」を心がけましょう。

0000

開館時間

 \bigcirc 9:00~22:00

休 館 日

- ◎ 国民の祝日に関する法律第2条に定める国民の祝日
- ◎ 慰霊の日(6月23日)
- ◎ 年末年始(12月29日~12月31日、1月2日~1月3日)
- ◎ その他教育長が特に必要と認めた日